

# みやぎ墓守り後見制度「墓託」規程

公益財団法人アタラクシア

## 第1条 (趣旨)

本制度は、無縁墳墓の増加が社会問題として懸念される中、墓の承継について不安を抱く方々への相談窓口を設け、後継ぎが途絶えた後でも心配のない墓地管理サービスを提供することで、さまざまな世帯に広く安心してご利用いただける墓参環境を整え、本国の健やかな墓参り文化の育成に寄与することを目的とします。

## 第2条 (名称)

本制度の名称は、みやぎ墓守り後見制度（以下、本制度と言う）とし、サービス名称を、墓託（はかたく）とします。

## 第3条 (定義)

1. 墓じまいとは、みやぎ霊園内に存する墓地区画（以下「当該墓地」という）に関して、当該墓地の永代使用者と公益財団法人アタラクシア（以下、本財団）の合意にもとづき、墓地埋葬法を遵守しながら本財団が執り行う次の一連の行為を言います。

- ①合意内容に定める期間が満了することにより、当該墓地に存する当該永代使用者の有する墓地永代使用权は消滅します。
- ②永代使用权の消滅をうけて、本財団は当該墓地区画に埋葬されているご遺骨の全てを永代供養墓地に改葬合祀し、本財団管理のもと永世に亘り供養いたします。
- ③当該墓地に建立済み墓石外柵等施設は、解体し適切に処理いたします。
- ④ここに言う永代供養墓とは、無縁墳墓あるいは墓じまいによる遺骨改葬先として、本財団がみやぎ霊園内に設置し管理する所定の墳墓であり、合祀とは他人の遺骨と一緒に納骨することを言います。

## 第4条 (墓託のサービス内容)

1.現在使用している墓地において、将来使用者が死亡し承継者が不在となっても、本財団が委託を受けた一定期間はその墓地の管理を続けます。そしてその期間終了と同時に墓じまいを実施し、遺骨は所定の永代供養墓に合祀改葬し、本財団管理のもと永世に亘り供養いたします。

2.墓託は次の一連の内容で構成されておりますことから、それぞれ単独で申し込むことはできません。

- ・墓託期間の墓地管理料一括納付
- ・期間中のお墓の見守り
- ・期間終了後の墓石解体整理
- ・期間終了後の墓地永代使用权抹消手続き

- ・期間終了後の永代供養墓へのご遺骨の合祀改葬
- ・その他の追加サービス

#### 第5条 (申込対象者)

墓託を申し込むことができるのは、次の方とします。

- 1.みやぎ霊園墓地永代使用者本人。
- 2.現在、自分たち以外には墓を継ぐ者がいないことが明らかな方。
- 3.子や兄弟姉妹は現存するが、将来その者が墓を継ぐことが困難で、大きな不安を抱えている方。
- 4.上記の方々で、このまま放置すれば無縁墳墓となることが明らかなので自分達でしっかりと墓じまいを行いたいと希望される方。

#### 第6条 (期間)

墓託期間開始期日は、いつからでも設定できます。ただし、終了期日は常に3月末日とし、最長30年を超えない期間内で設定できます。

#### 第7条 (墓地永代使用权)

- 1.墓託申込後も現在の墓地永代使用权はそのまま存続しますので、墓地は引き続きご使用いただけます。但し、本制度でお申し込みいただいた墓託の制約を受けます。
- 2.墓託契約に定める一定期間が終了いたしますと、ご使用いただいている墓地の永代使用权は本財団に返還されます。
- 3.墓地永代使用权は、墓託契約墓地についてもみやぎ霊園使用規定に基づいて承継できますので、墓地承継者は前項に記載の期間が終了する以前にその手続きを行ってください。その場合、新しい墓地永代使用者（墓地使用承継者）は、本規定第13条に基づき墓託契約の変更または解約の手続きを申請することができます。

#### 第8条 (管理料)

お納めいただく墓地管理料は、みやぎ霊園使用規定に基づき、霊園内共有部分の維持管理に充当する費用です。ご使用いただいている墓地区画内部の管理は含まれません。

#### 第9条 (祭祀承継連絡者)

祭祀承継連絡者は、墓託申込者と本財団との間で連絡が取れなくなった場合に、墓託申込者に代わって本財団と連絡を取る方です。当申込者が死亡した場合は、

速やかにみやぎ霊園管理事務所までご連絡ください。

#### 第 10 条 (申込手続方法)

- 1.墓託のお申し込みを希望される方は、別紙 1 の申込用紙に必要事項を記載し、また次の書類を添付し、みやぎ霊園管理事務所へお申し込みください。
  - ・墓地永代使用許可証（ない場合は再交付）
  - ・運転免許証など本人確認ができる公的身分証の提示
  - ・本籍・世帯全員・続柄が記載された申込者の住民票
  - ・申込者の親族関係を記載した書類
  - ・祭祀承継連絡者の住民票（申込者住民票に記載がない場合）
- 2.申込書は、原則として申込者本人の自筆署名・捺印によるものとします。

#### 第 11 条 (料金)

料金は、別表 1 の通りです。

#### 第 12 条 (成約)

- 1.お申し込みの手続きに合わせ申込料金をお支払ください。当財団の承認を得た後に、本制度の成約となります。
- 2.墓託成約の証として、別紙 2 のみやぎ墓守後見制度 墓託証書を発行いたします。また、墓地永代使用許可証の表紙に別表 2 に掲げる文言を朱印いたします。墓託証書は、お預かりした墓地永代使用許可証と同封し、概ね 1 か月で簡易書留にて登録された住所へ郵送します。

#### 第 13 条 (変更または解約)

- 1.墓託成約後における申込内容の変更または解約は、次の者に限定して申請できることとします。
  - ・墓地永代使用者である墓託申込者本人
  - ・みやぎ霊園使用規定に則り墓地永代使用权を承継した場合は、墓託申込者本人の生存死亡に関わらず、その新しい墓地永代使用者。
- 2.本財団は、次の場合に本契約を解約することができることとします。
  - ・墓託申込者または墓地永代使用者が、本規程及びみやぎ霊園使用規定に違反した場合。
- 3.変更または解約の場合の納付済みの料金については、返金いたしません。

#### 第 14 条 (変更手続方法)

- 1.墓託成約後における申込内容の変更を希望される場合は、別紙 3 の変更申込用紙

に記載し、また次の書類を添付し、変更手数料をお支払いの上、みやぎ霊園管理事務所へお申し込みください。変更手数料は、別表2の通りとします。

- ・墓託証書
  - ・墓地永代使用許可証（ない場合は再交付）
  - ・運転免許証など本人確認ができる公的身分証の提示
  - ・本籍・世帯全員・続柄が記載された申込者の住民票
  - ・申込者の親族関係を記載した書類
  - ・祭祀承継連絡者の住民票（申込者住民票に記載がない場合）
- 2.申込書は、原則として申込者本人の自筆署名・捺印によるものとします。
- 3.変更について、旧納付額に対し変更後の料金額が少ない場合でも返金はいたしません。逆に料金が不足する場合は、その差額を納付してください。

#### 第15条（解約手続方法）

- 1.墓託成約後における申込内容の解約を希望される場合は、別紙4の解約申込用紙に記載し、また次の書類を添付し、解約手数料をお支払いの上、みやぎ霊園管理事務所へお申し込みください。解約手数料は、別表1の通りとします。
- ・墓地永代使用許可証及び墓託証書
  - ・運転免許証など本人確認ができる公的身分証の写し
  - ・その他、財団が必要とする書類
- 2.解約後の墓地永代使用权の扱いは、みやぎ霊園使用規定に準じます。

#### 第16条（お墓の見守り）

- 1.墓託期間中のお墓の見守りは、次の通り行います。
- ・定期的な見廻り
  - ・登録住所への霊園たより及び経過期間通知の定期便郵送
  - ・当墓地区画に著しい異常が生じた場合は、登録情報を元にした墓託申込者または墓地永代使用者あるいは祭祀承継連絡者への連絡
- 2.墓地区画内の除草清掃は、みやぎ霊園使用規定に準じ、霊園管理事務所で行います。
- 3.経年劣化、災害などで生じた墓石外柵等施設の破損は、周囲に危険を及ぼす可能性が高いなどの緊急性を要する場合において、墓託申込者や墓地永代使用者あるいは祭祀承継連絡者へ通知することなく修復を施す場合があります。

#### 第17条（合祀改葬）

- 1.墓託期間終了後に、ご遺骨は所定の永代供養墓へ合祀改葬いたします。
- 2.墓託期間終了後はすみやかに、みやぎ霊園管理事務所から墓地永代使用者または、

祭祀承継連絡者の登録情報先へ、簡易書留郵便にて合祀改葬を行う旨の連絡をいたします。

- 3.前項において連絡が取れなかった場合において、本財団が墓じまいや合祀改葬を行ったとしても、本財団はその責任を負うことはありません。
- 4.合祀改葬後の、ご遺骨の返却はいかなる場合にもお受けできませんので、充分ご留意ください。
- 5.合祀の際、ご遺骨は専用のさらし納骨袋に納めて納骨いたします。
- 6.合祀改葬先の永代供養墓は、原則としてみやぎ霊園西 17 区に設置する合祀墓を使用するものとします。
- 7.次のものは合祀できない場合があるので、事前にご連絡ください。
  - ・土葬のご遺骨
  - ・ペットのご遺骨
  - ・遺品、位牌などの副葬品

#### 第 18 条 (墓石外柵等施設)

墓託申込者は、使用している墓石外柵等の設備について、墓託期間中は適正に維持できるよう十分に補強修復してください。

#### 第 19 条 (追加サービス)

墓託追加サービスは、別表 1 の通りです。お墓の見守りで不足する部分をご事情に応じお申し込みください。

#### 第 20 条 (再交付)

本制度の証書を紛失した場合は、速やかに再交付の手続きを行ってください。再交付の料金は別表 1 の通りです。

#### 第 21 条 (登録情報の変更)

本制度の申込後に登録情報の変更があった場合は、墓託申込者または墓地永代使用者あるいは祭祀承継連絡者は、速やかに霊園管理事務所へ届け出てください。

#### 第 22 条 (相互連絡)

本制度を適切に運用するため、墓託申込者または墓地永代使用者あるいは祭祀承継連絡者は、本財団と相互連絡が途絶えないよう留意してください。

#### 第 23 条 (会計)

本制度に関わる会計勘定は、別表 3 の通りとします。

#### 第 24 条 (預り墓託料)

- 1.本財団は、別表 1 の墓託申込料金を金融機関に預託し、預り墓託料として適正に管理いたします。
2. 預り墓託料は、墓託の受託事項に関する担保として保全されるものであり、合わせて将来に亘る永代供養管理のために保有することとします。
- 3.本預金の使途は原則として別表 4 の通りとします。
- 4.預り墓託料を取崩す場合は、理事会の決議を経て行います。

#### 第 25 条 (免責事項)

- 1.天変地変、戦争、テロ行為、暴動、法令の改廃・制定、その他の不可抗力により、墓託申込内容に対して履行の遅滞または不能が生じた場合は、本財団はその責任を負わないこととします。
- 2.本規程は当法人と使用者間における墓託の利用について定めるものであり、祭祀財産の承継における法律上の義務あるいは権利について保証するものではありません。当法人の関与しない民事上の問題においては墓地使用者が解決を図るものとします。

#### 第 26 条 (個人情報)

本制度に関わる個人情報については、別に定める個人情報管理規定に準じます。

#### 第 27 条 (援用)

本規程に定めのない事項については、みやぎ霊園使用規定に準じます。

#### 第 28 条 (改廃)

- 1.本規程の改廃は、理事会の決議を経て行います。
- 2.本規程に改廃があった場合は、定期便として発行する霊園だより、または、みやぎ霊園ホームページにて通知いたします。

#### 附則

本規程は、平成 27 年 4 月 21 日より理事会の決議を経て施行いたします。